

岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩槻区の地域コミュニティの醸成と岩槻区の魅力あるまちづくりの推進を目的として、岩槻区市民活動ネットワークに登録された団体が実施する事業に対し、さいたま市区長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第93号）に基づき、岩槻区長（以下「区長」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、岩槻区市民活動ネットワーク登録団体（以下「登録団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、岩槻区内で実施し、区民の誰もが参加することができ、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 岩槻区の特性、特徴を活かした事業
- (2) コミュニティ活動の活性化につながる事業
- (3) 地域の課題解決に向けた事業
- (4) その他区長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象とならない。

- (1) 特定の団体又は個人の営利や宣伝と認められるもの
- (2) 宗教的又は政治的な活動や宣伝と認められるもの
- (3) 既に区内の他団体が事業実施しているもの
- (4) 公序良俗に反すると認められるもの
- (5) 国、地方公共団体及び外郭団体等からの補助制度等で補助金や助成を受けているもの、又は受ける見込みのあるもの
- (6) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）が実施するもの
- (7) 会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがある団体が実施するもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号を除いたものとする。

- (1) 当該補助金の交付決定日前に支払った経費（ただし、事業実施に欠くことのできない経費のうち、やむを得ない事由により交付決定日前に支払う必要があるものを除く。）
- (2) 登録団体の経常的な運営に要する経費
- (3) 登録団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (4) 登録団体の構成員に対する人件費
- (5) その他区長が不適切と認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金交付対象経費の2分の1の範囲内で、10万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、予算の範囲内とする。

(補助期間)

第6条 同一登録団体かつ同一事業への補助は、1年度につき1回限りとし、期間は3年度を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた事業については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 事業収入支出予算書(様式第3号)
- (3) 団体活動状況調査書(様式第4号)
- (4) その他区長が必要とする書類

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の目的及び内容を調査のうえ、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金審査委員会に諮り、その結果を基に補助の適否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第5号)により申請団体に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要があるときは、条件を付すことができる。

(交付申請の取り下げ)

第9条 申請団体は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付申請取下げ願い(様式第6号)により、当該申請を取り下げることができる。

(事業変更等の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)が、当該補助金の申請事項(区長が認める軽微な変更を除く。)に変更、中止、廃止の事象が生じた場合は、速やかに、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第7号)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による変更・中止・廃止承認申請があったときは、内容を審査し、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金変更・中止・廃止承認通知書(様式第8号)を交付決定団体へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、事業完了後1か月以内又は当該年度の3月20日のいずれかの早い時期までに、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添え、区長に提出しなければならない。ただし、3月21日以降に完了する事業についてはこの限りでない。

- (1) 事業実施報告書(様式第10号)
- (2) 事業収入支出決算書(様式第11号)

- (3) 領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類
(補助額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助額を確定し、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により、交付決定団体に通知するものとする。

(交付時期)

第13条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金請求書（様式第13号）を区長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、第11条の規定による補助事業の完了前に補助金の概算交付を受けようとするときは、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金概算払い請求書（様式第14号）を区長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第14条 区長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けると判断したとき、又は受けたとき
- (2) 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (4) 第10条第2項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき
- (5) 補助金の全部若しくは一部を使用しなかったとき
- (6) この要綱の規定に違反したとき

(書類の整備)

第15条 交付決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助事業完了の日の属する事業の年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。